

きらり館から こんにちは

★ 開館時間 9:00~18:00

★ 休館日 月曜日・年末年始

URL <http://kirarikan.msaas.jp/>

メール kirarikan@pearl.ocn.ne.jp

〒329-0101 野木町大字友沼4930-1
tel 0280-23-1231 fax 0280-23-1232



今月号の見どころ

・野木町協働のまちづくり講座
(報告)

- ・きらり館利用者協議会総会のお知らせ
- ・野木町協働のまちづくり支援事業補助金
- ・ボランティア登録更新手続きについて

野木町協働のまちづくり講座

野木町をみんなで考える

～野木町の「未来」と「いま」と「わたし」～

2月14日(日) NPO法人CRファクトリー代表

呉 哲煥(ご てつあき)氏を講師に迎え野木町の中学生23名が野木町について話し合いました。



○野木町の良いところ・魅力的なところ

- ・町の人が皆優しい
- ・老人の方が元気
- ・煉瓦窯がある
- ・コンビニやスーパーがあり買い物に便利
- ・すれ違う人にあいさつをすると、笑顔で返してくれる
- ・自然が豊か
- ・エニスホールに有名人が来てる
- ・ボランティアの人が多し など
- ・公園が多い
- ・色々なイベントが行われている
- ・学校にエアコンがある

○こんな野木町だったらいいな

- ・地域のつながりが今以上に良くなってほしい
- ・高齢者が生活に苦労しない町
- ・自然が豊かであり子どもがその中で遊ばせられる町
- ・人がもっと集まるような施設を作って欲しい
- ・子どもや親が安心して遊べる室内の施設が増えたらいいと思う
- ・一人ひとりがすすんでイベントに参加し、協力できるような町 など
- ・外国の方とも交流できている楽しい町
- ・自然を汚さないゴミのない町になるといい
- ・高校、大学がある
- ・働ける場所が増える

他にもたくさんのお意見がでました。ご参加ありがとうございました。



きらり館利用者協議会全体会議のお知らせ

標記の件について下記のとおり開催することになりました。

会場及び詳細につきましては、3月中旬頃登録団体代表者・個人あてに通知を発送いたします。

つきましては、ご多忙中の折大変恐縮ですが、万障繰り合わせの上ご出席くださいますようお願い申し上げます。

◆日 時 平成28年4月15日(金) 午後3時～

◆主な議題 平成27年度事業報告・決算報告について
平成28年度事業計画(案)・予算(案)について

野木町協働のまちづくり支援事業補助金

この補助金は、町民活動を行う団体等が自主的・自発的・継続的に行う公共的・公益的活動に対し、町が事業費の一部を助成する制度です。

◎対象事業

町内で実施される事業で、不特定多数の町民の利益や社会的な利益の増進に寄与する公共的・公益的事業(伝統文化、文化芸術、交通安全、防犯、高齢者、子育て支援、健康増進、美化活動、エコ活動、生活環境、地域振興、産業振興、人材育成など)

※団体の会員を対象とした事業は含まれません。

※詳しくは応募要項をご覧ください。

◎対象団体

町内で公共的・公益的活動を行う構成員5人以上の団体

◎補助額

1年目・・・補助対象経費の10/10(上限20万円)

2年目・・・補助対象経費の10/10(上限10万円)

3年目・・・補助対象経費の1/2(上限10万円)

◎ステップアップ事業

1年目・・・補助対象経費の1/2(上限10万円)

2年目・・・補助対象経費の1/2(上限10万円)

※継続補助事業と認められた団体は2年目以降の申請ができます。

◎審査方法

書類審査・公開審査会

(5月7日(土)午前9時30分から開催※必須)

※審査委員会が審査基準に基づき審査します。

◎募集期間

4月1日(金)～4月28日(木)

◎応募方法

申請書類を野木町町民生活部生活環境課人権・協働推進係へ
直接持参(役場本館1階)

※土日祝祭日除く 午前8時30分～午後5時

※応募書類は、町生活環境課窓口または町ホームページからもダウンロードできます。

平成28年度
野木町協働のまちづくり支援
事業補助金制度説明会

- ・日 時：4月6日(水)
午前10時～
- ・場 所：役場新館2階
大会議室

平成27年度
野木町協働のまちづくり支援
事業補助金公開事業報告会

- ・日 時：4月13日(水)
午前9時30分
- ・場 所：役場新館2階
大会議室

お問合せ
野木町役場生活環境課
人権・協働推進係
☎ 57-4154

ボランティア登録更新手続きについて

きらり館のボランティア登録期間は2年です。登録更新用紙が届いた方は登録内容をご記入のうえ、きらり館へ直接持参していただくか、FAXでの回答を3月31日までをお願いいたします。

なお、内容等に変更のない場合でも書類の提出をして頂くこととなりますので、お手数をおかけいたしますがご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。ご不明な点はきらり館までお問合せ下さい。